

2026年5月18日

各位

会社名 株式会社アップガレージグループ  
代表者名 代表取締役社長 河野 映彦  
(コード番号: 7134 東証スタンダード市場)  
問合せ先 専務執行役員管理本部長 大口 智文  
(TEL 045-988-5777)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2026年6月24日開催予定の第12回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

株主総会および取締役会の運営について柔軟かつ機動的な対応を可能とし、経営環境の変化に迅速に対応する経営体制を構築できるよう、それぞれの招集権者および議長を定める当社現行定款第14条および23条の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(株主総会の招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 <u>ただし、取締役会長がいる場合は、取締役会長が招集し、議長となる。</u>	(株主総会の招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、 <u>取締役会の決議に基づき選定された取締役社長又は取締役会長</u> がこれを招集し、議長となる。
2 <u>取締役社長(取締役会長がいる場合は、取締役会長及び取締役社長)</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	2 前項により選定された取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
(取締役会の招集、議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 <u>ただし、取締役会長がいる場合は、取締役会長が招集し、議長となる。</u>	(取締役会の招集、議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会の決議に基づき選定された取締役社長又は取締役会長</u> がこれを招集し、議長となる。

<p>2 取締役社長(取締役会長がいる場合は、取締役会長及び取締役社長)に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わって招集し、議長となる。</p>	<p>2 前項により選定された取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わって招集し、議長となる。</p>
---	---

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）：2026年6月24日（水曜日）

定款変更の効力発生日（予定）：2026年6月24日（水曜日）

以上